

令和 5 年 5 月 16 日 開 会

臨 時 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第33号	専決処分の承認を求めることについて.....	2
議第34号	専決処分の承認を求めることについて.....	10
議第35号	草津市一般会計補正予算(第1号)	

議第33号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年5月16日

草津市長 橋 川 渉

専決処分の承認を求めることについて

本市は、草津市税条例の一部を改正する条例について緊急に執行する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専第1号で専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求める。

専第 1 号

草津市税条例の一部を改正する条例の制定について

草津市税条例の一部を改正する条例を早急に制定する必要性が生じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

草津市長 橋 川 渉

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の右に「もしくは第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第48条第1項および第5項中「第22号の4様式」の右に「または第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の右に「または第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項および第5項ならびに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の右に「または第34号の2の5の2様式」を加える。

付則第5条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

付則第7条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の右に「または第63条」を加え、「または附則第15条から第15条の3の2まで」の右に「もしくは第63条」を加える。

付則第7条の2第3項中「法附則第15条第15項」を「法附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「法附則第15条第22項」を「法附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「法附則第15条第23項第1号」を「法附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「法附則第15条第23項第2号」を「法附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「法附則第15条第23項第3号」を「法附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「法附則第15条第24項第1号」を「法附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「法附則第15条第24項第2号」を「法附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「法附則第15条第26項第1号イ」を「法附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「法附則第15条第26項第1号ロ」を「法附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「法附則第15条第26項第1号ハ」を「法附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「法附則第15条第26項第1号ニ」を「法附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「法附則第15条第26項第2号イ」を「法附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「法附則第15条第26項第2号ロ」を「法附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「法附則第15条第26項第2号ハ」を「法附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「法附則第15条第26項第3号イ」を「法附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「法附則第15条第26項第3号ロ」を

「法附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「法附則第15条第26項第3号ハ」を「法附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「法附則第15条第29項」を「法附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「法附則第15条第39項」を「法附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「法附則第15条第43項」を「法附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「法附則第15条第44項」を「法附則第15条第43項」に改め、同条中第27項を次のように改める。

27 固定資産税に係る法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第7条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「施行規則附則第7条第13項」を「施行規則附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類および床面積
- (3) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

付則第12条の2を削り、付則第12条の2の2を付則第12条の2とし、付則第12条の2の3を付則第12条の2の2とする。

付則第12条の6第3項を削る。

付則第13条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度

分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「法附則第30条第7項」を「法附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「法附則第30条第8項」を「法附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車 が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

付則第13条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

付則第14条の2（見出しを含む。）中「法附則第15条第15項」を「法附則第15条第14項」に改める。

付則第14条の3（見出しを含む。）中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第32項」に改める。

付則第14条の4（見出しを含む。）中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第33項」に改める。

付則第14条の5（見出しを含む。）中「法附則第15条第39項」を「法附則第15条第38項」に改める。

付則第14条の6（見出しを含む。）中「法附則第15条第44項」を「法附則第15条第43項」に改める。

付則第18条中「、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、

第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項もしくは第48項、第15条の2第2項または第15条の3」を「、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項もしくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3または第63条」に改め、「第15条の3まで」の右に「もしくは第63条」を加える。

付則第21条の2第1項各号列記以外の部分および第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同条第3項中「優良住宅等」を「優良住宅地等」に改める。

付則第28条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）にかかる契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の草津市税条例付則第12条の2および第12条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第13条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例付則第18条の規定の適用については、同条中「、第43項もしくは第46項」とあるのは、「もしくは第43項」とする。

議第34号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年5月16日

草津市長 橋 川 渉

専決処分の承認を求めることについて

本市は、草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について緊急に執行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専第2号で専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求める。

専第 2 号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を早急に制定する必要性が生じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

草津市長 橋 川 渉

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例（昭和30年草津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

第17条の3中「次条」を「次条第1項」に改める。

第17条の4第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「または雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

付則第3項中「第17条第1項」を「第17条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

付則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項および第14項中「第17条第1項の」を「第17条の」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。